

報告事項 2

教育長の臨時代理による神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則について

教育長の臨時代理による神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則について、以下のとおり報告する。

令和 7 年 4 月 15 日 提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 竹森 永敏

神戸市立幼稚園園則の一部改正の概要

1. 概要

令和6年9月に策定した「今後の幼児教育・保育における市立幼稚園について（方針）」に沿って、令和6年度閉休園中の4園（六甲山幼稚園、八多幼稚園、西野幼稚園及び神出幼稚園）を令和6年度末に閉園する。閉園にあたり、3月27日の議会において「神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例」の制定が可決されたことに伴い、「神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則」を制定した。

2. 改正の内容

市立幼稚園の廃止に伴い、当該園区の地域においては、教育・保育提供区域内のいずれの園にも入園可能とする。（市立幼稚園の無い区域となる長田区は隣接区域の園に入園可能とする。）

3. 規則の施行日

令和7年4月1日

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第10号

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則

神戸市立幼稚園園則（昭和23年12月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区	小学校又は義務教育 学校	幼稚園	区	小学校又は義務教育 学校	幼稚園
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
灘区	[略] 六甲（神前町、篠原南 町1―4・5（1―7 番）、日尾町2・3、 八幡町2―4、将軍 通） <u>六甲山</u>	[略]	灘区	[略] 六甲（神前町、篠原南 町1―4・5（1―7 番）、日尾町2・3、 八幡町2―4、将軍 通）	[略]

	[略]	[略]
	[略]	[略]
	灘の浜	
中央区	[略]	[略]
	湊 神戸祇園（楠町、橘通 1・2、多聞通1・2、 元町高架通（2番314 —321号、3番1・16 —18号））	神戸、兵 庫くす のき
	[略]	[略]
兵庫区	神戸祇園（五宮町、梅 元町、矢部町、神田 町、馬場町、上三条 町、下三条町、上祇園 町、下祇園町、平野 町、湊山町、雪御所 町、山王町1・2、天 王町、千鳥町、大同町 1—3、石井町、都由 乃町、烏原町、荒田町 1（1—19番）・2— 4） 夢野の丘（北山町、菊 水町、熊野町、大同町 4・5、氷室町、湊川 町、夢野町、小山町、	兵庫く すのき

	[略]	[略]
	[略]	[略]
	灘の浜	
	六甲山	六甲山
中央区	[略]	[略]
	湊	神戸、兵 庫くす のき
	[略]	[略]
兵庫区	神戸祇園（五宮町、梅 元町、矢部町、神田 町、馬場町、上三条 町、下三条町、上祇園 町、下祇園町、平野 町、湊山町、雪御所 町、山王町1・2、天 王町、千鳥町、大同町 1—3、石井町、都由 乃町、烏原町、荒田町 1（1—19番）・2— 4） 夢野の丘（北山町、菊 水町、熊野町、大同町 4・5、氷室町、湊川 町、夢野町、小山町、	兵庫く すのき

	鶴越筋、清水町、鶴越町、滝山町、東山町) 会下山 兵庫大開 水木(中道通9、水木通8—10、大開通8—10、塚本通8、駅前通、駅南通5(3番1—22号、4番)) 明親 浜山 和田岬	
北区	[略]	[略]

	鶴越筋、清水町、鶴越町、滝山町、東山町) 会下山(松本通、荒田町1(20—22番)、上沢通、会下山町、大井通、新開地1(4番64号)) 明親 浜山 和田岬	
	神戸祇園〔中央区〕 (楠町、橘通1・2、庫くす多聞通1・2、元町高のき架通(2番314—321号、3番1・16—18号))	神戸、兵
	会下山(下沢通2—8、中道通2—8) 兵庫大開 水木(中道通9、水木通8—10、大開通8—10、塚本通8、駅前通、駅南通5(3番1—22号、4番))	兵庫くすのき、西野
	夢野の丘〔長田区〕 (房王寺町6・7、長田天神町3、滝谷町)	西野
北区	[略]	[略]

	八多学園	有野、か らと、道 場、大 沢、長 尾、淡河 好徳
	[略]	[略]
長田区	夢野の丘（房王寺町 6・7、長田天神町 3、滝谷町） 水木（一番町1、二番 町1、三番町1―3） 丸山ひばり 名倉 室内 宮川 池田 蓮池 長田 五位の池 御蔵 真野 長田南 真陽 駒ヶ林 だいち（戸崎通3、西 代通4、御屋敷通6）	兵庫く すのき、 名谷き ぼうの 丘

	八多学園	八多
	[略]	[略]
長田区	水木（一番町1、二番 町1、三番町1―3） 丸山ひばり 名倉 室内 宮川 池田 蓮池（戸崎通1・2、 庄山町1（3番）、山 下通1―3、大谷町 1・2（1―8番）） 西代通1―3、大谷 町3（18・19番9―16 号・20―24番を除 く。） 長田 五位ノ池 御蔵 長田南 真陽（若松町3・4、 大橋町3・4）	西野

				蓮池（御屋敷通 1 — 5、水笠通、松野通） 駒ヶ林 真野 真陽（西尻池町 3 — 5、腕塚町 1 — 4、庄田町、久保町 1 — 4、二葉町 1 — 4、駒栄町、南駒栄町）	兵庫くすのき、 西野
須磨区	だいち（大池町、千歳町、常磐町、平田町 1（1 番）・2（1・2 番）・3（1 — 3 番）・4（1 番）・5（山陽電鉄以南）、大黒町、戎町 1 — 5、寺田町 1 — 3、太田町 1 — 6） 若宮 西須磨 北須磨 東須磨（大田町 7・8、戎町 6、権現町 1 — 3、戸政町、堀池町 1・2、中島町、東町）	兵庫くすのき、 名谷きぼうの丘	須磨区	板宿 東須磨（大手町 1 — 6・7（5 番 1 — 7 号を除く。）・8・9、大手、上細沢町、奥山畑町、若木町、板宿町 3（1 番 15 — 26 号）、東須磨（青山・月見山・月見山下・新池を除く。））	西野、名谷きぼうの丘
	板宿 東須磨（大手町 1 — 6・7（5 番 1 — 7 号	名谷きぼうの丘		だいち（大池町、千歳町、常磐町、平田町 1（1 番）・2（1・2 番）・3（1 — 3 番）・4（1 番）・5（山陽電鉄以南）、大黒町、戎町 1 — 5、寺田町 1 — 3、太田町 1 — 6）	兵庫くすのき、 西野、名谷きぼうの丘

	を除く。)・8・9、大手、上細沢町、奥山畑町、若木町、板宿町3(1番15—26号)、東須磨(青山・月見山・月見山下・新池を除く。))	
	高倉台	
	妙法寺	
	横尾	
	多井畑	
	南落合	
	東落合	
	花谷	
	白川	
	松尾	
	神の谷	
	西落合	
	竜が台	
	菅の台	
	若草	
[略]	[略]	[略]
西区	[略]	[略]

	東須磨(大田町7・8、戎町6、権現町1—3、戸政町、堀池町1・2、中島町、東町)	
	だいち〔長田区〕(戸崎通3、西代通4、御屋敷通6)	兵庫くすのき、西野
	若宮	兵庫くすのき、
	西須磨	名谷き
	北須磨	ぼうの丘
	高倉台	名谷き
	妙法寺	ぼうの丘
	横尾	
	多井畑	
	南落合	
	東落合	
	花谷	
	白川	
	松尾	
	神の谷	
	西落合	
	竜が台	
	菅の台	
	若草	
[略]	[略]	[略]
西区	[略]	[略]

	神出	太山寺、 いかわ、 櫛谷、お しんべ、 たまつ、 玉津第 二、平 野、岩岡		神出（神出町五百蔵 を除く。）	神出
				神出（神出町五百蔵 に限る。）	おしん べ、神出
	[略]	[略]		[略]	[略]
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。